

東京都社会福祉審議会検討分科会(第4回・拡大分科会)会議録

I 会議概要

1 開催日時 令和5年2月3日(金)午後6時30分から

2 開催場所 第一本庁舎33階 特別会議室N2

3 出席者 【委員】

山田分科会長、駒村副分科会長、井上委員、奥田委員、小口委員、尾崎委員、河村委員、白波瀬委員、杉山委員、筒井委員、横山委員、吉野委員、和気委員、岡部臨時委員、小澤臨時委員、小林臨時委員、高橋臨時委員、田中臨時委員、森川臨時委員、山本臨時委員

【オブザーバー】

平岡委員長、栃本副委員長

(以上22名)

【都側出席者】

福祉保健局幹事・書記

4 会議次第

1 開会

2 審議事項

(1) 意見具申に向けた論点の整理について

(2) その他

3 閉会

○中村福祉施策推進担当課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから東京都社会福祉審議会の第4回拡大検討分科会を開会いたします。

本日はお忙しい中ご出席を賜りまして、ありがとうございます。私、本審議会の事務局を務めております、福祉保健局企画部福祉施策推進担当課長の中村と申します。

よろしく願いいたします。

議事に入ります前に、何点かご連絡をさせていただきます。

まず、委員の皆様の出席について報告させていただきます。

まだ到着が遅れていらっしゃる委員もいらっしゃるようですが、本日出席の連絡をいただいた委員につきましては、20名でございます。

本日、欠席のご連絡をいただいておりますのは秋山委員、室田委員、青木委員、貫名委員、渡邊委員の5名でございます。

また、一部の委員におかれましては、オンラインでご参加いただいております。

本会の委員総数は25名ですので、委員総数の半数以上という定足数に達していることをご報告させていただきます。

また、本日は、オブザーバーとして、平岡委員長と栃本副委員長にもご参加いただいております。

続きまして、会議資料のご確認をお願いしたいと思います。

机上に配付しております資料をご確認ください。

まず、会議次第がございまして、資料1が委員名簿と幹事・書記名簿、資料2が意見具申までのスケジュール、資料3が会議公開の基準について、資料4が意見具申案でございます。

また、冊子がございますが、こちらの冊子につきましては、前期、第21期の意見具申でございます。

資料の確認は以上になります。ご確認お願いいたします。

次に、会議の公開についてご説明させていただきます。

当分科会は、審議会に準じて公開となっております。

なお、当分科会の議事録につきましては、東京都のホームページで公開させていただきますことを申し添えさせていただきます。

また、オンラインでご参加の方もいらっしゃいますので、オンライン会議システムについてご説明いたします。

オンラインでご参加の委員の皆様におかれましては、カメラは基本的にオンにいただき、お顔が表示される状態としていただき、ご発言の際は、マイクもオンとしていただくようお願いいたします。

なお、2台のパソコンを使用される場合は、両方のマイクがオンになっております

とハウリング等の原因となりますので、ご注意くださいと思います。

また、マイクをオンにしてもご発言の音が聞こえない等、不具合がございましたら、一度会議から退出していただきまして、再度入室していただきますようお願いいたします。

事務局からの連絡は以上でございます。

これから先の議事進行につきましては、山田分科会長にお願いしたいと思います。
山田分科会長、よろしくお願いいたします。

○山田分科会長 本日は、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

昨年 10 月 21 日の第 3 回検討分科会では、起草委員会で作成した意見具申に向けた論点の整理案をお示しし、貴重なご意見をいただいたところでございます。ご意見を踏まえ、その後、起草委員会をさらに 3 回開催して議論を重ねまして、資料 4 の意見具申案としてまとめました。

本日は、この案について、広く委員の皆様にご意見をいただきまして、3 月 28 日の総会にお示しする意見具申案を取りまとめたいと思います。よろしくお願いいたします。

議事の進め方でございますが、まず、事務局から意見具申案について説明していただき、それに続いて、議論をさせていただきたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○中村福祉施策推進担当課長 それでは、私のほうから、簡単ではございますけれども、意見具申案についてご説明をさせていただきます。

当審議会では、2040 年代を視野に入れた東京の中長期的な福祉施策の在り方をテーマとしまして、議論を重ねてまいりました。

資料 4 の意見具申案の 4 ページを開いていただければと思います。

こちら、2 としまして、戦後日本の構造的な変化についてまとめたページとなっております。

こちらでは、戦後日本の標準的なライフコースとされていた、主に男性は正規雇用者として家族を支えるだけの収入を確保し、女性は専業主婦として家事育児等を担うといった形を前提としました社会保障や税制などが制度設計されてきたものの、現在では、非正規雇用者の増加や単独世帯の増加等で、標準的なライフコースから外れて、

社会保障などから守られない層が多くなっていることですか、2040年代には就職氷河期とも重なる団塊ジュニア世代が後期高齢者になってくるということで、様々な課題が複雑化、複合化する中で、家族の中だけでは課題解決が、現時点においても難しくなっているといった点について、指摘をさせていただきます。

また、地域の担い手につきましても、これまで担い手と想定されてきました主婦の方や企業の退職者の方等を前提にすることが難しくなっていることや、NPO法人も第二世代、第三世代への継承が難しくなっている点などについて、指摘をさせていただきます。

このほか、2の戦後日本の構造的な変化の部分につきましては、働き方の変化や生活困窮者支援の変化、住環境の変化にも触れてございます。

続きまして、14ページをお開きください。

こちら、3としまして、コロナ禍で顕在化した課題や社会の変化についてまとめたところになってございます。

今期の審議会では、令和3年度に、コロナ禍における福祉分野の影響と今後の課題について、公開研究会を行いました。この研究会での議論とその後の社会変化も踏まえまして、コロナ禍が社会に与えた影響についても、本審議会でも議論を深めていただきました。

女性の不安定な就労環境や、脆弱な生活基盤の世帯、また、外国人の置かれた生活、就業環境の脆弱さ、孤独・孤立の課題など、これまでの社会に構造的な課題として内包されていたものが、コロナ禍によって顕在化した、そういったことを指摘してございます。

次に、18ページをお開きください。

18ページからは、4、今後の取組に向けた視点ということで、こちらは第1節から第3節に分けて編成してございます。

まず、第1節につきましては、既存の制度では対応が困難な複雑化・複合化した課題ということでまとめさせていただいておりまして、高齢者や障害者、子供、女性に関することについて、個別の制度やサービスだけでは対応が難しくなっている点などについて、指摘してございます。

続いて、22ページをお開きください。

こちら、第2節としまして、支援が届きにくい層へのアプローチということで、ま

とめさせていただきます。

こちらでは、相談窓口につながりにくい対象の層に対して、どのようにアプローチしていくべきか。相談支援の重要性や、相談支援に係る人材の確保の重要性について述べております。

また、地域のネットワークづくりだけではなく、オンラインでのつながりや趣味やペットを通じたつながりの可能性などについても触れております。

続きまして、27 ページをご覧ください。

27 ページの中段からは、第3節、多様化する地域社会や福祉の担い手の課題と新たな視点ということでまとめさせていただいております。

福祉行政との連携や協働先として期待される地縁的なコミュニティが過重な負担になっていることを指摘した上で、今後の地域担い手として、これまで想定してこなかった年齢層や、企業への期待や、デジタル技術を活用した手法などについても触れてございます。

また、福祉人材につきましても、生産年齢人口の減少の中で、今後どのように人材の確保・育成をしていくのかという点ですとか、福祉現場のDXについても言及してございます。

簡単ではございますが、意見具申案についてご説明させていただきました。

○山田分科会長 中村課長、ご説明ありがとうございました。

これまで、このようなテーマについて、委員の皆様、分科会の皆様にいろいろご意見をいただきながら、まとめてまいりました。

特に、仕事や家族や住まい方というものが変化し、多様化している中で、私は特に孤立・孤独、困難に焦点が当たり始めたところを、私は自負しております。

本日は、まず検討分科会にご出席の委員の皆様を中心に、資料4意見具申案についてご意見を頂戴したいと思います。

座席の順番でお名前を指名させていただきたいのですが、オンライン参加の方は、会場にいらっしゃる方のご発言が終わりましたら、ご指名させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○山田分科会長 小口委員、お願いできますか。

○小口委員 小口でございます。2040年代を視野に入れた東京の中長期的な福祉施策のあり方の具申案、読ませていただきました。

非常によくできているのではないかと思います。この具申案を練っている最中に、コロナ感染症が始まりました。今後、2040年にも、もしかしたらまたコロナと同じような感染症が発生するかもしれないと、そういうことで、この具申案をつくる時にちょうどコロナが発生したので、今回の具申案はそういう意味ではよかったと思います。よかったという言い方がおかしいですけれども、万が一、そういうコロナに近い感染症が起こる可能性はこれからも十分あると思います。SARSとか、MERSとか、AIDSとか、いろいろありますので、そういうパンデミックの感染症がたとえ起こった時でも今回の経験があるのでどう対応するかを示唆する一つの考え方としては、非常によかったのではないかと思います。

あともう一つは、ここに書いてありませんけれども、昔の関東大震災とか、あるいは東北の震災ですね。そういうものが起こったときに、どういうふうになるのかというようなことについて、この具申案の中には入っておりませんので、そこら辺のところも考えておいた方が良いのではないかなと思っております。

以上です。

○山田分科会長 どうもありがとうございます。

続きまして、尾崎委員、よろしく願いいたします。

○尾崎委員 今まであまり会議に出席できなかったのですが、読ませていただいて、内容的には非常に良いことが書いてあると思います。ただ、今、我々もこの2025年から2040年にかけての少子超高齢社会の中で、じゃあ東京都の医療とか、そういうのはどういう流れになるのか、それに対してどう対処していくのかというものを、1年ぐらいずっと議論していますが、結局こういった課題が福祉のほうにも色々あるのですけれども、やはりそれを解決するような財源や人材など、我々、医療あるいは介護にしても、非常に今問題になっているわけですね。

というのは、例えば、今までですと、日本が少子化する中で、足りない人材をベトナムなど外国に求めていたわけですが、今の日本の経済状態、この円安のような状態ですと、日本はそれで給料が上がってないので、外国から来る人が、ほとんど日本をあまり相手にしないというか。例えば、日本から同じ仕事でオーストラリアなどに行くと、月給25万円の人が80万円ぐらいになるわけですね。だから、そういう中で、今までどおり人材が不足するから、それはそういう医療・介護人材も含めて、外国に頼るんだ、みたいな話をずっとしてきたわけですが、そういうことも

要するに、おじいちゃん、おばあちゃん、あるいはひいおじいちゃんとひいおばあちゃんと一緒に住まないという生活形態が、戦後それに定着して、その結果、新しい結婚をする、子供たちがまた家を出ていくという循環の中で、今の実態が出てきているというふうに思っています。

それがいいか悪いかではなくて、そういうような状況が、今の問題を生み出しているという視点も、さらにちょっと付け加えていただきたいなど。このグラフの背後には、そういうことがあるなというふうに思っています。それが一つです。

それからあともう一つ、今回の新型コロナの関係で言うと、在宅ワークというのはかなり、自治体においても導入をし始めていますけれども、都心の大企業はみんな在宅ワークで、現在本社機能を持っているところが、かなり人が昼間いないという状況になっています。

その結果、何が生まれているかという、これはいいほうでもあるんですけども、仕事が、何もオフィスに来なければいけないわけではない。少なくとも、毎日来なくてもいいということが分かってきたということが、大ざっぱに言えばあるんですけども、それと同時に、在宅ワークに向く仕事と向かない仕事、要するに仕事の、通常だったら一人の人間が全部やっていた仕事というのが、仕事労働の形態が分節化して見えるような、そういうことが生まれてきている。その結果、何が言いたいかと言うと、障害者の人でもできる仕事が、現実の中で生まれてきている、生まれる可能性を持っているというふうに思います。

そういう意味で、今回の在宅ワークの普及というのは、ある意味、いろいろな可能性を、逆に悪い面ばかりじゃなくて、いいところもたくさんあったのではないかなというふうに思っています。

それから、今、私どもは基礎自治体にいるわけですけども、そこで非常に思うのは、相談機能というのは結構これから重要になってくるのではないかと。この報告書でも言われていますけれどもね。なぜかと言うと、日本の社会の進行というのは、早過ぎるのではなくて、ちょっと遅い部分もあって、いろいろな生活のスタイルを多様化して持っているんですよ。だから、IT になじむ人と全然使いたくないという人と、様々になってくると、要するに、例えば市がやっている業務にアプローチできる人とアプローチできない人がいる。うちだと広報みたいなものを出しているんですけども、それを読む層と、SNS で市の情報を取る層、SNS でもいろいろな種類に

よって、それにアクセスできる人が全部違う。そういう状況の中で、やっぱり地域の中で、先ほど言ったように、効率化しますから、そうすると、相談機能、いろいろ情報にアクセスする方法もそうですし、どういう手続をすればいいのかということについて、かなり詳しく話せる人たちが、すごく必要だと。そういう、現在、過渡期だと思いますけどね。そういうことができるようにするためには、相談機能を充実させるというのは、結構大きなテーマになるのではないかと思います。

ほかにもいろいろありますけど、今日はやめておきます。どうもありがとうございました。

○山田分科会長 ありがとうございます。

じゃあ、続きまして、杉山委員、よろしくお願いします。

○杉山委員 杉山です。社会福祉で問題になっていることが全て網羅されている具申案で、私が何も言えるようなものではないのですが、ちょっと感想として言わせていただくと、社会参加とか就労というのは、生きづらさを感じている方からすると、それは大変高いハードルになるのではないかとちょっと感じてしまいました。

ですから、例えば引きこもりだから、じゃあ社会参加していないということではなくて、今ですと、例えばネット環境があれば繋がれるわけですから、もっと社会全体が、いきなり社会に参加しなさい、仕事に就きなさいという、そういうハードルを上げるのではなくて、細く長く繋がれるようなことを良しとするような、そんな形で進んでいってもらえるような社会であってほしいなと感じました。

すみません、感想で。以上です。

○山田分科会長 ありがとうございます。

ネット等の新しいつながり等も書き込んでいますので、そういうほうに持っていくということも考えつつ、やらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、横山委員、お願いいたします。

○横山委員 東社協の横山です。私どものほうに関わりのあるところだけ見させていただいて、気づいたところだけお話しさせていただきます。

最初、9ページの地域社会の担い手の変化というところで、この記載内容について違うと言う気はないんですけども、ちょっと違和感があるところがありまして、「地域福祉、地域コミュニティの担い手であるボランティア人口は年によって増減はあるものの、おおむね減少傾向にあり、NPO 法人の増加も頭打ちの状況が見られる。」

と、これは全国的にはそうだなというふうに思いますし、私どももボランティアセンターを持っていますから、そこの運営協議会の中でも、大体委員もそんなような意見を持っています。

ただ、私のほうの印象と違ったのは、この資料は、確かにそのとおりなんです。ただ、これは全社協の資料ですよ。全社協と、それから厚労省の資料なので、これは全国資料なのかなというふうにまず思います。

東京都で言うと、ボランティア人口をどういうふうに押さえるかによって違うんですけども、潜在的なものは落ちていないというふうに、私は思っています。あと、それから NPO も含めてなんですけども、やっぱりボランティアと NPO について、大分差があるんですよ。

例えば、コロナについてだけ見ますと、やっぱりいわゆるインターネットとか、そういうウェブ機能みたいなものを使いこなせる団体とか、そういう活動をする人間は、ものすごくこの場で生きているというか、活動を広げている面はあります。逆に、そうじゃない人たち、例えば直接施設に入ってボランティアする人たちというのは、全く活動ができないと。その差がますます広がってきましたね。

そういう意味から言うと、十把一絡げに、この感覚からすると停滞して駄目になっているという感じがしてしまうんですけど、そういう意味から言うと、中身を見ると、必ずしもそうではないですよという気がします。

あと、それから、この人数をどう見るかなんですけれども、やっぱり災害があると、ボランティアの件って爆発的に増えるんですよ。ないとまた減るというので、相当波がありますので、そういうような潜在的な部分を見ているかどうかという辺りは、かなり気になるところです。

あと、それからやっぱり、先端的なというか、隙間を狙ったボランティア、NPO というのが、さっき言ったみたいに、機能はちゃんとそろえばかなり活動していますけれども、それよりもっとベーシックな部分ですね。基礎的な部分、例えば民生委員は私もよく分からないけど、民生委員さんもそうかもしれないし、老人クラブとか、いろいろなそういう、町内会もそうかもしれませんね。この辺は、相当やっぱり活動が弱まっているのかなと。相当、やっぱりさっき言ったように、先端的な部分の差が広がっているというような感じを受けています。

それから、次に、18 ページかな。高齢者関係、これ、高齢者だけではなくて、ほ

かの施設、障害者もそうなんですけども、地域にある施設にいる高齢者とか障害者というのは、これは対象外で考えていいのかしらという点ですね。それもまた、地域で活動するという、住んでいるという点においては、私ども、施設会員がたくさんいるものですから、その人たちの状況を見ても、決して満足はしていない。逆に、地域にいたいんだけど、仕方なく高齢者施設に入っているだけではなくて、本当は施設のほうかもし環境がよければ入りたいという人もいます。なかなか、例えば個室が整備されていなかったりという点も含めて、もうちょっとそっちのほうの施設関係のニーズがあってもいいのかなと。これは対象外なら論外ですけど、ちょっとそういう感想を持ちました。

あと最後に、もう一つ、30 ページ、福祉人材の、前回もちょっとお話しさせていただいたんですけども、確かに労働状況が、人が不足して厳しいとか、そういう状況ももちろんあって、全部読み切ったわけではないですけども、これに対する対応策として、じゃあ生産性を上げるためにいろいろな機器を入れたり、そういうような状況で労働環境をよくしましょうというふうに書いて、それはそれで賛成なんですけれども、例えば、辞める人のアンケートをとってみると、やっぱりほかの企業と同じように、人間関係に耐えられないとか、そういう状況はかなり多いんですね。そういうのは、これはうちの会員の話もあるので言いづらい部分があるんですけど、やっぱりかなりそういうのもあると思いますよ。人間が人間を世話する場所なものですから、人間関係はとても大事なんです。そこら辺について、ひょっとしたら労働条件が、人が足りないためにそういう状況になっているかもしれませんが、もっと違う原因があってもいいのかなと。だから、要するに、福祉機器を導入して解決する問題じゃないものも、かなりあるのではないかなというような感覚を持ちました。

以上、3点です。

○山田分科会長 ありがとうございます。

ボランティアに関しましては、ボランティアが多様化しているというところも含めまして、検討させていただいたところでございます。

また、公益施設に関しまして、東京都の自治体で、地元になかなか施設がないといったような問題もあると聞いております。どうもご意見ありがとうございました。

では、吉野委員、お願いできますでしょうか。

○吉野委員 公募委員の吉野茂と申します。よろしく申し上げます。

まず、この意見具申案を丁寧にまとめていただいて、ありがとうございます。私自身が、まさに 2040 年代に高齢者である年代でございまして、いろいろ読んでいく中で、身につまされる部分もすごく感じますし、今実際、私の周りの同年代の者が、やはりまだ結婚していなかったり、あとは子供を持たない選択肢というところで生活をしていたりという人たちが、非常に多いというのは実感をしています。その中で、じゃあどんな社会福祉施策があると幸せに私たちは生活できるのかというところが、いろいろ盛り込まれているなと思っています。

何点か気になるというか、私が思うところというところですが、まずはこちらの 18 ページの辺りに、今後の取組に向けた視点というところで、特に高齢者に関することというところの 2 項目ですかね。地域包括ケアシステム、いわゆる住み慣れた地域でというような表現をしながらシステム化されているものが、いわゆる都心においては、特にコロナ以降、二拠点居住であるとか、そういった生活、あとは、もともと季節によっては別荘を持っているところで過ごされたりいう方も多くいる中で、そういった方が高齢化したときに、医療に関しては当然フリーアクセスですので、どこでサービスを受けることも可能かと思うんですけど、例えば介護保険の制度であったり、障害者の制度であったりというのは、契約制度に基づいてサービス提供されたりするものなので、全般的にそういった、これは国の制度とかの問題にもなると思うんですけど、そういうところも含めて、今後検討が必要なのかなど。特に、東京の場合には、ほかのところに行かせてもらうというパターンが多いと思うので、そことの関係がどうなっていくのかみたいな、そういう地域間の連携等も必要になってくるかなというところですか。

あと、さっきの委員の先生方からもいろいろお話があったように、まだ最初の段階での孤立・孤独というか、どこにアクセスしていいかわからない方とかという方たちの相談の窓口というんですかね。そういった総合的な相談の窓口が、今後重要になってくるであろうというふうに私も思っていて、重層的支援体制整備事業ですとか、そういったものが進んできている中で、相談を受ける、相談支援業務を行う人たちというのは、いわゆる専門職というような取扱いになって、専門領域であるとか所属するところで担当するような業務について、専門的に相談を受けることが多いと思うんですけど、やっぱりそういった方たちが、総合職的な視点で、地域のことですとか、高齢者の医療機関に勤めていても、障害者や子供、生活困窮、生活福祉に関する行政の

どんなことがあるのかみたいなどころも学べるような機会だとか、そういった人材の育成が、今後は必要になってくるのかなというふうに思っております。

ちょっと雑多になりましたが、以上です。ありがとうございます。

○山田分科会長 貴重なご意見、ありがとうございます。

それでは、続きまして、オンライン参加している委員の皆様をお願いいたします。

井上委員、よろしくをお願いいたします。

○井上委員 まとめていただいてありがとうございます。幾つかコメントさせていただきます。

一つは、単身化についての記載についてです。委員長もおっしゃっていましたが、孤立・孤独の視点でとらえるか、経済的困窮の視点でとらえるかがあるわけですが、孤立・孤独という視点を強調してまとめてくださった点が、よかったと感じました。

もう一つが、住宅のことです。共同居住、マンションのことに随分と触れているのですが、ここの意図を教えていただければと思います。先ほど河村委員から持ち家と賃貸のお話がありましたけれども、持ち家か賃貸かにかかわらず、共同居住、マンション居住という意味だと思うので、どんな議論があったのか教えていただければありがたいです。

三つ目が、相談のことです。相談という手続きを経てサービス給付につながっていくという視点と、相談そのものがいわゆる情緒的なつながりを果しているという視点と、その二つがあると思うのですが、そこについていろいろとコメントがあるのがありがたいと思いました。また、専門職による相談だけではなく、認知症カフェとか集いの場など当事者同士の会話を通じて相談と同じような役割を果たしていくという点もありますので、そういった幅広い相談の考え方も提案してもらってもいいのかなと思っておりました。

ありがとうございます。コメントとさせていただきます。

○山田分科会長 ありがとうございます。

住宅に関しましては、12 ページから 13 ページに資料と具申案がまとめられています。やはり今まで地域といった場合、全国では一戸建てを中心とした地域というイメージがあったんですけども、東京全部では一戸建ては4割しか占めておらず、さらに都区部に至っては、一戸建ては合わせて 22%、そういう中で、タワマンも含めまして、高層集合住宅におけるコミュニティをどう考えるかというのを問題提起させ

ていただきました。ご指摘ありがとうございます。

続きまして、白波瀬委員、お願いいたします。

○白波瀬委員 よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。結局、実質的な貢献ができず、申し訳なかったと思っています。取りまとめにあたり、ありがとうございました。

にも関わらず、問題を指摘するのは少々失礼なところだと思うんですけども、東京都による報告書であるところが見えにくいと、感じています。

東京都は、日本全体の問題を先取りするようなどころもあります。出生率に関しては、日本の中で最も低い値です。一方、高齢化率という点では、若い人が多く居住している分、比較的低いほうに位置しているという特徴があります。そういう意味で、先ほど、データとしても全国の値が出ているのではないかということなんですけど、東京都の中長期的な福祉政策といったときに、何を中心に前面に出すのかというのが少々伝わりにくかったかなと感じました。全体としての強調点というか、最も訴えたいところを明確にして、その辺りが伝わるような感じだと、なお良いというふうに思いました。

次に、コロナになりましたので、これは全国共通する状況ではありますが、東京だけから見えてきたところ、深刻化したところがどこにあるのかがもう少しわかりやすいと良かったと思います。繰り返しですけれども、東京都からの発信ですので、全国の指針として参照しやすいという強みがあったのではないかなと思いました。比較的若者がいて、でもそこに高齢者がいるというような基本的な背景がありますので、その辺りは強調していただくとありがたかったかなというふうに感じた次第であります。

それで、少し論点がずれるかもしれないんですけど、こういう報告書を書くときに、全体との関係で、もちろん福祉審議会というところの場ではあるんですけども、例えば東京都ということになると、未来の東京戦略が毎年更新されているんですね。そこでの大きな枠組み、あるいは流れと、福祉審議会として発出する場合の関連づけはもう少し意識されても良いかもしれないと思いました。方向性等が一致する必要は必ずしもありませんし、距離はあっても良いと思いますが、バラバラ感があるのはあまり望ましくありません。東京都全体の方針と、本福祉審議会の主張がどのような関係にあるのかがもう少しあると、よかったかなというふうには思った次第であります。

最後に、やっぱり高齢福祉ということになると、包括的地域ケアは将来性があるよ

うな気がしています。その中での大きな特徴は、やっぱりサービス提供の柔軟性にあるのではないかというふうに思うんですね。先ほどもご発言があったように、生活の二拠点を持っている人がいるかもしれませんが、これは数としては少ないのではないかと思います。それで、都会では高齢者の一人暮らしも多いんだけど、近くに親族がいる場合もある。しかし、親族自体が結構忙しく臨機応変な支援が求められていたり、その一方で若い人たちも多く生活しているという状況が、多分東京の中であります。そこでサービスを受けていてありがたいと思うのは、臨機応変な柔軟性だと思うんですよね。それぞれ1対1でサービスが決まっていたのではなくて、高齢者支援全体の包括というところで、井的な勘定ではあるけれど、だからありがたいという強みはもう少し追求しても良いのではないかと感じています。この辺りも、東京都だから、将来の形として先取りできるところではないでしょうか。

雑駁な意見で申し訳ありませんが、以上です。

○山田分科会長 白波瀬委員、貴重なご意見ありがとうございました。

では、続きまして、筒井委員、お願いいたします。

○筒井委員 それでは、今回の意見具申は、網羅的でとてもよいというか、面白いと思いました。

私からは、大きく2点、追加をしていただければというところを指摘させていただきます。1点目は、27 ページの第3節で、多様化する地域社会や福祉の担い手の課題と新たな視点というところですが、ここに地域活動や市民貢献活動の担い手の支援という項目がありますが、こういった担い手の「学習の場」の整備を追加していただけないかということをご提案させていただきます。

次に、ここに担い手になっていただく人々についても言及されていますので、そういった方々を「育成する場」についても書いていただきたいと思います。

ここは、東京都だからできるのではないかということです。ぜひ追加できないかをご検討いただきければと思います。

2点目は、これは最後の「おわりに」に関係してくる箇所ですが、標準的なライフコースを前提としないという、大きな問題の捉え方をしているところです。

この指摘は重要で、このコース以外をたどることになった人々にとっての新たなライフコースに適應するための生活の練習は、どこで学ぶことになるのか、やはり、新しいライフコースに応じた生活スキルを学び、磨く場が必要になるのではないかと。

これは多分、全生涯を通じた生涯学習の視点からの提案となると思います。今、流行りの言葉で言えばリスキリングです。生活のスキルを学ぶ場について、どこか言及できないかを検討していただきたいと思います。

以上です。

○山田分科会長 貴重なご意見、ありがとうございます。取り入れていきたいと思えます。

続きまして、和気委員、お願いできますでしょうか。

○和気委員 前回の会議のときに、女性の件や外国人の件について発言させていただいて、それを盛り込んでいただきまして、ありがとうございます。

また、多様な観点から、子供や障害、女性等についても、この意見具申の中に盛り込んでいただきまして、本来、担当部局の管轄外なのかもしれませんが、縦割り行政というものが少し解消される形になったのかなと思いました。

そのうえで、可能であれば追加していただきたいという点としては、地域づくりを進めていく際に、例えば災害支援、災害対策において、地域の協働、住民参加が比較的進みやすいということもあり、また、令和3年に災害対策基本法が改正されて、災害時要支援者避難計画という個別計画の策定が努力義務とされました。現在、各自治体の会議に参加する機会がありますが、自治体において、障害を持った方、高齢者、一人暮らしの方などの支援計画づくりを通して、協働ですとか縦割りの壁を超えた支援の在り方が進んでいます。この点を考慮し、地域づくりについて一言入れていただくと、地域づくりがより促進されるのではないかというのが1点目です。

それから、福祉人材については、様々な立場の方、ボランティアの方も含めて記述されていますけれども、現在、新しい制度として、子ども家庭ソーシャルワーカーという新しい認定資格が検討されていて、今回の国会でさらにその中身が明確になり、令和6年から導入されるということで、今、議論が進んでいます。

特に、子供の領域については、支援体制が非常に高齢者に比べて脆弱であり、さらに多職種連携が非常に難しかったという領域でもありますので、ぜひこういった新しい福祉専門職と、地域あるいは多職種、他機関との連携について入れていただければと良いのではないかと思います。保育士のことについては書かれているんですけども、保育士ルートというのもソーシャルワーカーになる一つのカテゴリーとしてあげられています。保育士のみならず、ソーシャルワークの専門職が今後重要な役割を果

たしていくこととなりますので、そこも書いていただくといいのかなと思いました。

白波瀬先生がおっしゃったように、東京都の特殊性といますか、そういうところがやはりちょっと見えにくいというのはあって、全国、日本の将来、あるいは戦後の変化みたいなことは書かれているんですけども、東京都ならではの施策の推進というのは、書きぶりのにはやや分かりづらいのかなと思いました。一方で、非常に東京は多様なライフスタイルや価値観を持っていらっしゃる方が多いということで、中に、例えば 29 ページのところに、様々な東京に代表されるような短期居住とか、拠点生活しているとか、いろいろなことが出ていましたので、そういったことも少し強調できればいいのかなと思います。あと女性という観点では、多様な性の嗜好性、LGBTQ の方々の参加ですとか、そういうことも加えていただくということも、より東京的な強みと言いますか、特性というものが配慮されている具申になっていくのかなというふうに思いました。

以上です。

○山田分科会長 和気委員、ありがとうございます。

お待たせしました、駒村副分科会長、よろしく願いいたします。

○駒村副分科会長 副分科会長でしたのに、サバティカル中で、対面での出席ができなくて、今年は申し訳ないです。

まず、一つ情報としては、昨日、内閣府で孤独・孤立に関する基本法の整備について検討中というお話がありました。

それから、29 ページに、地域公益活動のことに触れていただいております、もしかしら書き込んでいたり、好事例を出したりしたほうがいいのかなという気持ちはあります。

東京にも好事例があると思います。たまたま本日は、地方の事例を調査しております。そこでは、養護施設から出ていく際の就労サポート、発達や精神の課題を抱えている子供たちの就労サポート、B型の社会福祉法人が養護施設と組んでサポートしていると、これは地域公益活動としてやっているという事例でした。次にどうしても生活困窮者自立支援制度を使いたくないという6人家族でした。メンタル、知的、介護、病気と、本当に大変な状態になっていて、この中で育っている子供、虐待も受けているので何とかしなければいけないという状態なんですけれども、どうしても生保とかも受けたくないという方を、見守ると。見守って、いざというときには手を差し

伸べるというような形の事業をやっている例でした。

この 29 ページ、地域公益活動、これは放っておいても社会福祉法人が頑張ってやるというものでもないと思いますので、社協なんかと組んでやっていく必要があると思います。なかなかまだ進んでいないと思いますので、これは少し、好事例があったりすれば紹介するとか、こういうのがあってもよかったかなと思います。

それから、24 ページ、東京らしさというところ、私は東京というところで企業が非常に集積している、しかも企業の本社があるという点を少し書いていただけたらなと思っていたら、今回割と企業がたくさん出てきているというのは、私は評価していいのではないかと思います。

企業というと、すぐに寄附をしたり交付金を出したり、就業の訓練の場を提供するという形が出てしまうんですけども、実は本業とか人的資源、従業員のサポートという意味で、企業は非常に福祉との連携を望んでいると。ただし、そこにうまくアクセスできていなかったということで、寄附的なものだけではなくて、本業や、労働、働いている方の可能性を引き出すという意味での福祉を、もっと連携していきたいという声もあります。

東京は本社もたくさんありますから、例えば今、経産省が関心を持っているのが、ビジネスケアラー、350 万人存在する。50 代の働き盛りで幹部になるような人間が、介護しながら仕事している。しかし、実はこれ、50 代というのは昇進の真っ最中ですから、下手に人事部に告白してしまうと昇進から外されてしまうので、不利な立場になって、かなり潜んでいるというか、実態が明らかになっていないわけですけども、例えばこういう人たちが、介護のサービスをきちんと使えるような情報、かなりまだ情報アクセスが難しいということなんですけれども、そういったものを分かりやすく情報提供すると、これは企業の生産性がかなり改善すると。

私もビジネスケアラーの 1 人になっているわけですけど、介護しながら仕事をやるというのは、非常に集中力が削がれたり、大事なタイミングでいろいろなことが起きますので、そういうことを考えていくと、ビジネスケアラーに対する企業の支える体制を評価したり、あるいは障害者雇用もそうですし、健康経営もそうですけれども、企業側が会社の中で取り組んでいること、これ自体を評価する、非財務情報として評価することが、人的資本家情報開示の議論の中で出てきますので、これは ESG 投資の中で出てきていますので、そういうところを企業と連携できないかという意味では、

東京ならではの部分も、企業との向き合い方、これまであまり福祉と企業の問題はなかったんですけど、企業との向き合い方の中で、幾つか日本を大きく変えていくような、リードできるような部分があるのではないかなと思っております。

企業がよく出ていたり、さっきのマンション問題が評価されているという点は、東京らしい部分かなと思います。

以上です。ありがとうございました。

○山田分科会長 貴重な意見、ありがとうございます。

奥田委員、よろしく申し上げます。

○奥田委員 すみません、ありがとうございます。

私も、全体を読んで、特にバランスよく高齢者、障害者、子供、女性に関するということ、本当に網羅されているなと思いました。

もう一つ、私も今 30 半ばで、周りを見ても、結婚して仕事もバリバリやってという同級生もいれば、フラフラしたり、非正規でというような友人とかもいて、ある種、この内容でも今後のことかもしれないんですけど、若者というのもまた一つ、今回のジャンルに高齢者、障害者、子供、女性がありますけど、将来的には若者というのもまた検討の対象になるのかなと思いました。

今、初任給も 40 万円の企業とかもあったりして、すごい優秀な方を、若手でも高い収入を得る一方、フリーランスも広がって、結構、低収入であえぐ人も出るのかなとか、またデジタルデバインドで若者と高齢者となりますけど、一方で、デジタル機器は使えるけど、SNS でとけ込めないとか、うまく人間関係を築けないとかでは、今日よく出てきていた孤立・孤独を感じる若者も出てくるのかなとか、この若者というのが将来的な課題になるのかなというふうに思いました。

すみません、以上です。

○山田分科会長 本当に貴重な意見をありがとうございます。

これで検討分科会の委員の皆様からご発言、ご意見をいただいたところですが、臨時委員の方等、起草委員会の委員の皆様、意見ありますでしょうか。特に順番は指定しませんが。

○岡部臨時委員 臨時委員として今回参加させていただきました明治大学の岡部といいます。

今回の報告書において、人口減少社会に係る人口構造、家族の構造、地域構造、産

業構造等、あるいはIT化等社会の進展に合わせて、人々の生活の諸変化を、よく押さえた報告書になっていると考えております。

とりわけ、私は貧困・低所得問題とその方策を専門にしておりますので、その観点から見ますと、経済雇用環境の変容により生じた諸課題は、今回のコロナ禍によって非常に顕在化した側面がございます。そういう中で、それらを包摂していくにはどうしたらよいか。本報告書の中でこれら諸課題として出していただいて、制度がカバーできるもの、なかなかカバーが難しかったことについて触れられているのではないかと思います。

とりわけ、人々の様々な暮らし方や働き方をしていることを前提にして、それに対してどう対応するかについて考え、記されているのではないかと思います。

とりわけ、この報告書の中でセーフティネットという考え方が使われています。それと併せてこれからの福祉を考えていく上で、やはり、社会的投資という考え方が必要です。人への投資、あるいは地域への投資等をどう図っていくか。それに対して、リターンを得るための仕組みであるとか、体制というものが必要になってくると思います。とりわけ、人への投資について、東京都は行われていると思います。例えば、子供に対する給付を行う、あるいは、教育に投資をすることがありますし、また、先ほどお話に出ましたように、企業が地域に対してどれだけ貢献するかということもです。これは、公共性、公益性のあることを行うということです。これは別の言い方をすると、投資という観点で見ているということもできるのではないかと考えます。

それから、東社協の副会長がお話をされた民生委員、児童委員、あるいは町内会、自治会であるとか、そういう地域で従来から活動されている自主的な活動をどう存続・発展させていくかということがあります。また、企業、NPO、社会福祉法人の取組を、どのようにより活動をしていただけるかは、新たな公共性や公益性を生み出していくこととなります。それを東京都が、都民の方々にどれだけ提供できるかということになってくるかと思えます。この点について、冒頭でお話をしましたように、そのことについて触れられております。これは意見具申ということですので、それをどう実現可能性のものにしていくかは、政策立案そしてそれを遂行する、議会が行政の役割と考えます。

以上です。

○山田分科会長 岡部委員、貴重なご意見ありがとうございます。

順番でよろしいでしょうか。小澤委員、お願いいたします。

○小澤臨時委員 臨時委員の筑波大学の小澤です。

今回、多分、障害の分野ということで私が入らせていただきまして、これまでのこの意見具申では、障害分野というのは、あまり委員が入られなかったという話を聞いておりましたので、その意味では、ちょっと私の立場でいろいろご意見をさせていただき、最終的にはそういった分野を超えて、非常に広い視点での意見具申になったなというふうに思っている次第です。

私の領域で言いますと、実は、支援が届きにくい層へのアプローチと、22 ページから書かれているんですが、もともと、支援が届きにくいというのは、かねがね問題になっている分野だったので、その意味では、こういう形で、いろんな角度で書いていただいたのは、大変ありがたかったかなというふうに思っている次第です。その上で、この相談支援の重要性という観点で、先ほど来、委員の皆さんからもご指摘がありましたけれども、私としては、実は、相談支援体制がどうあるべきかというのは、かなり長い議論がありまして、実は、それぞれの領域では、ある一定程度のシステムが構築はされてきたと。ただ、それぞれ課題を抱えておりまして、本当のことを言うと、ここに書かれているように、分野横断的なシステムが、かねがね、ずっと必要性が言われていて、その上で、改めてまたこの提案になっているということです。もう、この時代状況ですので、本格的に取り組まざるを得ないということで、この具申を受けて、東京都ならではの相談体制を構築していただきたいというふうに、切に読みながら思ったところです。

あと、もう一つ、重層型の支援体制もこの部分に書かれていまして、この話は、非常に今後の仕組みをつくる上で、非常に大事な、ある種の基盤になってくる話だと私も思っておりますので、その辺りで、いろいろな角度で、有機的にシステムをつくってほしいと思っている次第です。

あと、多分、こういった分野に関しましては、先ほど、好事例というんでしょうかね、先駆的なモデルとか、相談支援としてはこう考えている、いろいろな地域実践がある領域でもあるので、そういった情報を集めながら、こういった具申の次のステップとして盛り込まれると、さらに具体的にイメージが出しやすくなるかなと思って聞いていた次第です。

私からは以上です。

○山田分科会長 小澤先生、ありがとうございます。

高橋先生、よろしいでしょうか。

○高橋臨時委員 概要をつくるのがとても大事ではないかと思えます。

概要が相当重要なメッセージになりますので、事務局頑張って、センスのいい概要をつくっていただきたいというのが希望でございます。

それで、もう一つだけ、ちょっと蛇足をさせていただきますと、先ほど、子供支援の話が出てきましたけれども、またもう一つ、国が新しい専門職をつくるのか、要するに、対象別で縦割りに分類されてしまいがちなのですね。これはまだきちっと調べていないんですが、ドイツではケアワーカーと看護師の統合が起こっているという話もあったりして、それから、もう一つは、私は最近、有料老人ホームを作っている某大手、誰でも知っている会社の企画担当に会ったら、ユニットケアを知らないんです。要するに、福祉の常識は、実は、社会の常識になっていない。世間の常識は福祉の常識になっていないという悪口も言われますけれども、そういうことを含めて、概要をいろんな他分野の方々に、とりわけ、今、ドクターとナースの医療職の方々に福祉や生活支援の意義を伝えていただきたいのです。それから、不動産屋さんも今、単身の高齢者や障害をお持ちの方の住宅需要があるので、福祉の勉強をしている業者さんも少なくありません。そのことを含めて、他分野を意識した発信をぜひしていただきたいと思えます。

○山田分科会長 高橋先生、ありがとうございました。

田中委員、お願いいたします。

○田中臨時委員 今回、臨時委員として参加させていただきました、東京都社会福祉協議会の福祉部長の田中と申します。

私は、東社協の中では、福祉施設の協議会の事務局を担っています。この議論にもありましたように、やはり縦割りでは駄目だという話につながりますが、平成 28 年社会福祉法の改正があって、社会福祉法人が地域公益活動に取り組みねばならないというようなこともあり、取り組んできたところです。今、福祉施設はコロナで本当に大変なのですけれども、あわせて、地域の方々が非常に孤立と困窮で悩んでいることに危機感を持っています。正確に言うと、施設は、利用者を守るのに、今、もう精いっぱい、ボランティアも入れられないし、地域との関係を断ってしまっているところも多くあるのですね。見えないこともあり、より地域の状況を心配している。そ

ここで、地域の状況を知っていたのはどこだったかという、社協なんです。特例貸付で、ものすごく人が来ていた。社協の特例貸付について正確に言うと、ちょっと長くなりますが、貸付けと相談で世帯を支えるのが生活福祉資金貸付事業なのですけれども、今回はとにかく迅速に送金しなきゃいけないということで、途中から、厚労省が、相談は要らない、郵送でいい、会わなくていいということでやってきました。でも、自分で申請書が書けない、言葉が分からない、という外国の方や、どうしていいか分からないという人たちが社協に来て、社協も今まで出会っていなかった人たちにたくさん会いました。その状況を社協と施設が地域で共有しました。すると、施設は、やはり何かをしなくちゃいけないということで、先ほど、地域公益活動のことを、駒村先生でしたか、おっしゃっていただきましたけど、東京ではたくさん事例がありますし、生まれています。現況調査でも、全国的にはたしか6割台だったんですけども、東京は97～8%取り組んでいますので、事例であればたくさん出せます。小林先生も東社協の地域公益活動の委員会にずっと参加してくださっていますので、多くの事例をご存じなところなんです。ということで、今、私たちも、施設と、それから地域と、やはりつながっていかなくちゃいけないなということで、地域のことも、施設のこともアンテナを張りながら、業務をすすめています。

それから、分野別では利用者の問題は解決できない、という例ですが、先日、婦人保護部会からの発案で種別を超えた事例検討会を開きました。入ってくる方が、社会的養護出身だったり、お子さんが生まれた場合のこと、また高齢期の女性の問題もありますし、婦人保護施設だけでは解決できないと。で、更生保護施設も児童養護も乳児院も、一緒に連絡会をつくって、事例検討をしようというふうな取組も始まっているところなんです。なので、今回の方向性というのは、本当に肌を感じているところなんです。やはり、縦割りじゃない、複合的な課題にどう応えていくかというところで、私自身も日頃感じていることを整理できたところなんです。ありがとうございました。

なお、すみません、起草委員でありながら、ちょっと文言を修正してもらったほうがいいかなという箇所が幾つかあるのですけれども、事務局とご相談させていただければと思います。

一つだけ意見させていただきます。文言整理ではないので、皆様のご意見はあると思いますけれども、社協が入っている箇所、26 ページの一番上のところなのですけれども。支援の必要な人を発見し適切な支援につなげていくためには、の「支援の必

要な人」というのは、必ずしも相談機関に来てくれないのですよね。引きこもりのお話もありましたけど、そういう方って、なかなか専門の機関に来てくださらなくて、そういう人たちを支援につなげていくには、いろんなネットを張っていかなきゃいけないよという話があるというふうに思っています。また、同じくこの箇所なのですが、「社協、民生委員、社会福祉法人など、従前からある組織だけではなく、当事者団体、家族等団体」とあるのですけれども、本来は、社協は公私いろんな団体とネットワークを張っていくことこそ、我々の役割だと思っているので、「だけではなく」という言われ方をしてしまうと、ちょっと否定的なニュアンスを感じまして。それは私の主観かもしれませんが。もし可能であれば、そこへの期待みたいなことを、少し触れていただけるとありがたいかなというふうに思っています。

あと、最後の、「公的相談機関へつなげられる仕組み」というところが、これだけでいいのか、先ほど井上先生でしたか、解決するには、公的な相談機関ではなくて、地域の支え合いであったり、という話もありましたので、ここをどういうニュアンスで書くかというところを、ちょっとご相談させていただきたいなと思います。

以上です。

○山田分科会長 ありがとうございます。「等」だと弱いのですよね。何か、またご意見いただけましたら、お願いいたします。

そして、すみません。申し訳ない。山本委員。

○山本臨時委員 ありがとうございます。山本です。

私は、東京都の子ども・子育て会議の会長と、それから、今回委員になっておられます三鷹でも同じように、子ども・子育て会議の委員をやっております。その観点から、少しちょっと東京都らしさということであると、特別区の部分と、いわゆる多摩地域、島しょ部分含めまして、東京都って、とても地域性が、やはり広い自治体だと思うんですね。もちろん、ほかの都道府県に比べれば、外国人が多かったり等の特徴はあるんですけども、やはり、多摩地域のほうのいろいろな問題を取り上げていく中で違いがあると思います。東京都の都区部の、例えば、児童相談所を特別区が持つような形になってくる一方で、多摩地域は今までどおりの児童相談所の形でやっていたりとか体制にも違いがあります。保育園の認可にしても、やり方がやっぱり違ってきているというところを言うと、本来、東京都として統一的にやってきたところが、少しずつ、何となく違いが見えてきている。それはある意味、多様性や地域性を加味したと

いうところでは意味があるのかなとも思うんですけども、やはり、東京都という自治体は、ほかの都道府県とはやはり違う地域性を考えることも必要だと思います。そういったところも含めて、それが、住宅なんかの問題も同じように関係してくると思うんですね。そういった地域性の視点がないので、そこはあってもいいのかなと若干思ったりもしていました。

それから、全体的に見て、今までの社会福祉審議会の答申と違って、子供の立ち位置というのをとても強く打ち出していただいたというのが、子ども・子育て会議の会長としては本当にうれしく思いますし、東京都も、小池都知事が、最近、チルドレンファースト、とても強調していて、独自の施策を実施しているということが答申されていますので、子供政策の充実の必要性が主張されている内容で良いと思っています。

第1節で、既存の制度では対応が困難な、前回では家族とかそういう言葉で書かれていたところだと思うんですけども、そこを少し大きめに書いていただいたところでもあります。やはり、子供の立場からすると、その部分の家族や家庭、両親というその枠組みの中で子供を考えるというところから、ちょっとだけ脱するというか、新しい視点が入って、児童福祉の研究者としてはうれしく思っています。今まで、東京都の仕事をとても長くやってきましたけれども、平成元年以降、反対側の方向に向いた時代もたくさんありましたので、そういうところを経てきて30年たったなという思いがするわけであります。

それから、最後に31ページの保育人材のところの部分なんですけども、ここも書き込んでくださったところ、とても大事なところなんです。先ほど、一番最初に尾崎委員がおっしゃったように、保育の部分もケアの部分も、看護師も同じですけども、人に対するケアワークや対人援助を仕事とするような専門職に対する評価の価値観というのが、とてもやはり低いということが、給料の問題であつたりすると思うんですね。やはり、財源、人材を育てるためには財源がどうしても必要であるということからいうと、今、実際、私、保育者養成をしまして、保育士になりたいという学生、とても少ないです。やはり、今、子供と関わりたいと言っている、保育士や幼稚園教諭は給料が低いですし、いろんなことも言われまして、小学校の先生も同じだと思います。子供を育てるとても大切な仕事なのに、そこに関わる人たちが来ないという状況を、やはり脱するためには、何かしらの、何かこう、インパクトがある

ような制度改正をしないとイケないのではないかなという点についてももう少し、書いていただけるといいかなと思いました。

以上です。

○山田分科会長 山本先生、ありがとうございます。私、他県に住んでいるんですけども、地元のニュースで、フルタイムの非正規の保育士を募集したけど0だったので、保育所を閉鎖するという、そういう、ニュースがあったので、多分、そういうところも関係してくるのかなと思います。どうもありがとうございます。

では、すみません。お待たせしました。起草委員で、もしよろしければ、小林先生よろしくをお願いします。

○小林臨時委員 よろしくをお願いします。

この意見具申のタイトルについて申し上げたいのですが、19 ページの後の取組に向けた視点の第1節のタイトルが、「既存の制度では対応が困難な複雑化・複合化した課題」となっています。次に、22 ページの第2節のタイトルは「支援が届きにくい層へのアプローチ」となっています。第1節の「課題は困難で複合化、複雑化しているので」、第2節の「支援が届きにくい」とも考えられるので、1節と2節のタイトルの関係が、少し分かりにくいという感じがします。第1節の内容は高齢、それから障害、子供となっていて、これはいわゆる対象者別です。女性もそうですね。そうしますと、次の第2節のところに書いている外国人も、対象者のカテゴリーではないでしょうか。これはむしろ第1節のほうに行ったほうがいいのではないのでしょうか。

そのことを踏まえた全体の構成ですが、課題が複雑化・複合化したことで、対応が難しくなっているということなのか、あるいは分野別の課題が広がってきているということなのか、この点がタイトルとの関連で少し分からない点がありました。

第2点目ですが、例えば、22 ページでは、支援が届きにくいところなので、一つ目に「血縁だけではなく」があり、二つ目に「孤立・孤独の深刻化」があり、さらに三つ目に、単身化というところが重視されていて、単身になることが問題で、いろいろな課題をつくり出している、という書き方になっていますが、単身化だけではなく、例えば、8050 ですとか、引きこもりなどの家族問題が取り上げられています。単身ではなく、むしろそちらのほうのが、ある意味では難しいところがある。単身ですと、割合支援を外へ求める可能性があります、むしろ家族の方が難しい場合がある。単に家族形態の問題ではなくて、関係性が難しい。そこに多分、貧困の問題が入ってき

ている気がします。また言葉の使い方ですが、22 ページに、さらに血縁だけではなくて地縁や社縁の希薄化、喪失と書いてあります。ここでは地縁、社縁が「喪失」なのでしょうか。この書き方が分かりにくい。

それから、次のポツ印のところです。家族・地域・職域から排除、周辺化と書かれていますが、家族からの排除、周辺化、地域からの排除、周辺化、職域からの排除、周辺化となっているようですが、そういうことでよろしいのか。今までの議論を踏まえると、地域というのは物理的な範域のことではなく、ある意味新しい関係を作り出すということですから、これは、東京にとって非常に重要な役割ではないか。地域というコミュニティの中に、新しい家族と地域の関係、それから職域と地域の関係という、新しい関係性を作っていくことが重要で、それは福祉の重要な課題だと思います。そうでないと、排除・周辺化された課題が全部公的なサービス、公的な支援に行ってしまうことにならないか。東京ということを考えますと、新しいコミュニティの作り方、関係性のあり方を含めた地域という考え方にしたほうがよろしいのではないかという気がしました。

それから、もう一つ、24 ページの上から三つ目のパラグラフで、分野分断的な支援ではと書いてありまして、そこで、重層的支援体制の話と、それから、消費者安全法のことを述べられ、その次に、個人情報共有できる仕組みもあるので、こうしたことを都が区市町村に周知していくことも必要であると書いてありますがこれでいいのでしょうか。区市町村は多分、重層的支援体制関係の文書は承知していると思いますし、消費者安全法の地域見守り協議会の役割についても、所管部署は知っているはずで、です。ので、何かこういうことを区市町村に周知していくというのは、少し書きすぎのような感じがしました。その点だけ申し上げて、細かい点は直接事務局にお伝えしたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○山田分科会長 小林先生、ご意見ありがとうございます。外国人がここにというのが、確かに、私も見逃しておりましたので、その他の文言とともにご検討させていただきます。ありがとうございます。

森川委員もお待たせしました。森川委員、お願いいたします。

○森川臨時委員 今回初めてこういう審議会の、臨時の委員で、すごくスケールの広い視野で、福祉の現状と今後の在り様ということを学ぶ機会を私はいたできて、本当

にありがたかったです。

ただ、いろんなことを網羅的にと、一つ一つのことを一個一個言及していくと本当に切りがないなというところで、一定の孤独とか、孤立とか、多様化という、家族の多様化というような観点からの大きな整備ということも、というところでのまとまりというか、一定のまとまりというのは、まとめ方として賛同できるものでした。

ざっと読んだときに、これまでの議論の中で、私が高齢者福祉というところからの発言だったんですけども、企業のことだったり、地域社会の変容のことだったりというのを好き勝手に申し上げたことを、うまく事務局のほうでだったり、先生方のほうできれいに取りまとめていただいて、感謝しています。

東京の特徴でもう1点、今、ざっと見ていて思ったのって、やっぱり、昼夜人口の違いというか、日中に企業人だとか、今、在宅ワークというのもありますけども、企業人だったり、あと、若者が非常に繰り出してくると。大学生、あとは大学というリソースですね。企業の本社もなただけど、大学というリソースもすごく集積されていて、そういう、今回は企業のことが結構出ていましたけれども、若者が支援対象でもあり、また、地域社会と、今、つながりがそんなに強いわけではないけれども、潜在的な価値を生み出す大きな人的な資源としても位置づけられるのではないかなというふうにも思いました。本当に学生さんたちの実際の声の中で、結構、じゃあ実際に、地域という場に相談に行くかという、いろんな悩みを抱えていたり、あとはパパ活だとか援助交際的な、性的な被害に遭いやすいような活動など、そういうことに関わるような人もちらほら聞くんですけども、そういう人たちが、必ずしも現状では地域の相談というものには全くつながっていないという現状の中で、こういった若者のニーズだったり、現状の意識変容とか行動変容というものを捉えながら、それを相談体制とか、相談を受ける人のスキルにつなげていくような在り方というのも、今後ますます必要になっていくだろうな、どなたか、既に委員の先生が若者がとおっしゃいましたけれども、改めてこれをざっと読みながら、そんなことも感じました。ちょっと印象として。

以上です。ありがとうございました。

○山田分科会長 森川委員、ありがとうございます。

では、そろそろ時間も迫っておりますが、駒村先生、手を挙げていらっしゃる。

○駒村副分科会長 はい。

○山田分科会長 駒村委員、お時間迫っているのですね。よろしくお願いします。

○駒村副分科会長 はい。すみません。小林先生がおっしゃった 29 ページの市町村に周知していくことという記述の部分なんですけれども、制度としては、この仕組みがあるということは、当然、実際は知っていると思います。

ただ、この分野横断的に、支援会議、あるいは重層の仕組みもそうですし、消費者安全法の見守りネットワークが、消費者安全関係でしか使えないと思っていることが多いが、他にも地域社会ための使い方があるが、使いこなせていない。実際に私、消費者庁の会議に参加したときに、この見守りの仕組みをどう使っているのかというのが、あまり想像力がない自治体の意見があったんですね。そういう意味では、分野横断的というのは、福祉の分野だけでなく、様々な生活に関わる分野で、こういう重層や見守りネットワーク仕組みが使えること、つまり、ここで言う周知というのは、個人情報を共有できる仕組みがあるということを周知させるというよりは、非常に様々な使い方が、制度横断的に、独創的な使い方ができるんだということを周知するという意味で議論した記憶があるので、個人情報を、小林先生がおっしゃるみたいに、個人情報を共有できる仕組みがあるということを周知するということは、何かそれは大きなお世話というか、失礼な話かもしれませんが、分野横断的で非常にユニークな使い方ができるということを周知するという趣旨だったんじゃないかなと思っていました。

さっきのところ、修正のお話が出たので、一応、文脈を確認したいと思いましたので。はい。以上です。

○山田分科会長 はい。ありがとうございます。つまり、活用の仕方を周知とか、そういう意味でございますよね。

○駒村副分科会長 非常に多様な使い方があるということです。非常に面白い使い方をしてる自治体は、全国にあることはあるんですけども、全国に、そこしかやっていない。自治体が意外にそういうことを知らないというか、想像を持っていない。そういうことを実際にお話すると、そうだったのかということに初めて気がついてくださった例が、実際に都下の特別区で1個あったということで、思いも寄らぬ使い方がありますよということを周知することだと思っています。

○山田分科会長 ご指摘ありがとうございます。

小林先生、よろしくお願いします。

○小林臨時委員 ありがとうございます。

今、駒村委員がおっしゃってくださったご意見があったということを思い出しまして、そういう意味で捉える必要があることを理解しました。ただ、担当の部課にいくと、必ずこれは知っていますね。国から下りてくる通知等については、もちろん所管課は知っているのですが、では、それをどういうふうに総合的に使うかという、そこが欠けているように思うんです。従って、先生がおっしゃっているのはそのとおりだと思うんです。では、それはどうしたら総合化に使えるのかというところがむしろ問題点で、それこそ、情報の縦割りができているというのが問題点だと思います。そこをどういうふうにし書き込むのかという点が、駒村先生のご意見はそのとおりなのですが、課題かなという感じがしました。理解が十分ではなくて、失礼した点があったかもしれません。

以上です。

○山田分科会長 ご指摘ありがとうございます。

駒村先生、どうぞ。

○駒村副分科会長 本当に今、小林先生がおっしゃるとおりでして、その話が出たのは、成年後見の話の中の重層のところだったんですけど、認知機能が低下した人の、しかし成年後見まで至らない人たちの見守りみたいなことについては、誰もできていないんじゃないですかといったところで、そういうことについて、どういう使い方ができる、そういう使い方もできるのかということ、たまたま議論の中で出て、たまたまその担当の部長さんが、いろいろな関係者に聞き取りして、なるほど、そういう使い方もあったのかという、極めて偶発的に起きたアイデアだと思うんです。だから、なかなか、今、小林先生が言ったように、もう情報収集の時点で、視野を狭めて、担当部署が視野を狭く見てしまうと、そもそもたどり着かないというのは、確かにそのとおりだなと思っております。そうか、どうするかは、そうですね。ちょっと今、なかなかアイデアはないですけども、面白い、興味深い事例を、都のほうから発信していただくしかないんじゃないのかなとは思いますが、思いも寄らぬこういうことをやっているところもありますよみたいなことを、都のほうで収集していただくという感じかなと思います。

すみません。

○山田分科会長 駒村先生、ありがとうございます。

じゃあ、栃本先生、よろしくをお願いします。

○栃本審議会副委員長 ずっと検討分科会そして、起草委員会をオブザーバーとして出席させていただいていました。大変勉強になりました。ありがとうございます。

先ほど、東京都とほかのところとの違いというような話がありましたけど、それは地理的なとか、あと空間的な違いというのはもちろんあるし、集積の拠点ではあるんですけど、それともう一つ、非常に重要な違いがあるんですね。それはどういうことかという、東京都の、先ほど、東京都の審議会の意見具申だから、それは、全般的な東京都らしいものがあるっていいじゃないかというお話、ありましたよね。それは、高齢化がそれほど進まないとか、いろいろありますけどね、それ以外の重要なのは、どういうことかという、国が、国レベルのことと、あと、いい事例として、地域の事例は論ずることができるんですよ。シンクタンクを使った調査であるとかそれを吟味する補助事業による調査研究委員会などで集めているわけです。だから、国と一挙に個々の地域で行われた実践というものを、優良事例として取り上げるということになりがちなんですね。そしてその優良事例を普及させるためにその事例はこうしたら出来るようになるとかを自治体とか地方に示す、またガイドブックを作ったり、アセスメントシートをシンクタンクが作ったりするわけです。ところが、東京都の場合は、ある意味では、区とか町村という実践、実務や実際に行われ例えば介護保険でいえば市町村保険者として実務をしているというのとは、ちょっと違いますけれど、より一層地域に近いし、現場に近いんですね。だからこそ、審議会として意見の言えることって、本当はあるんですね。これはどういうことかと言うと、今お話したように、国がいい事例を出す、並べ立てるって、これを倣いなさいということは言えます。しかし、それを実際に実行したり、実際にする際のいろんな実務的なこと、そういう現実のことからは遊離してしまい、その部分はやっぱり任せ切れちゃっているんですよ。市町村は実際にどうすればそれが実現するか、選択肢を選び取らなければならないんです。したがって評論とは違うんです。東京都の場合は、より地域に近いですから、より具体的な提案ができるはずなんですね。国がまだ、具体的な提案というのは、統括的な、国全体ですから、なかなかそれは難しい。ただ、地域の事例とか個々の事例は出せるんですよ。そこがやはり、東京都が審議会を出すときの一番のアドバンテージなんですよ。だと思いませんか。これが非常に重要な違いだといいますか、つまり、具体的な提案をできる、踏み込んだ形でできるということですよ。それは

なかなか実際には難しい、国では難しい、全国を国は相手にしていますからある意味では難しい。でも地方、市町村や地域は多様性そのものなんです、医師会と自治体との関係にせよ、病院と診療所との実際の分担とか幅がある。従ってあまり現実には踏み込めないんです。そのことで、もう少し、今後の課題かもしれないけど、踏み込むことを遠慮された部分もあるのかもしれないけど、踏み込んでいいんじゃない。例えば、既に、この後、平岡先生もお話されると思うんですけど、改正雇用保険法の、改正のってお話されましたよね。70歳までの、社会貢献のやつであるとかね。そういうお話されましたよね。というので、私もそのことを話しましたが、そういうことも話されたというのですから、それを東京という場所で具体的に考えてそうする、こうするというをあり方論ではなく、具体的にシステムや動かしからについて提案する、協議会を設けるとか。いろいろな実際に改正雇用保険法の新規の部分具体化する、企業をバックアップするといったことが出来るわけです。あともう一つ、そのことについては私も触れましたけど、あと、事業継承ですよ。大都市において非常に重要なのは事業継承ですよ。これは、地域の中小企業だけじゃなくて、実は、NPOでもそうなんです。NPOの事業継承というのは、これから非常に重要になりますので、そういう部分も、国はなかなかないんだけど、東京都であればもう少し踏み込んで書けるところもあるかもしれない。あと、これも、初期のときにお話しましたが、社会福祉法人の地域公益事業、今日のご発言にもそれがありましたけれど、それをさらに一歩進めて、前も僕から提案したのは、社会福祉法人の地域公益事業のうち、社会福祉充実計画というものがもちろん出すわけですし、それについては、コンサルとかそういうのがついているから、なかなかお金がそんなに残っていませんみたいなことをやっているわけなんですけど、だけど、地域地域で、何とか区とか、何とか町なんかで、何とか市なんかで、どのくらいやっているかということ公表できるはずですよ。そこだけじゃなくて、その社会福祉法人の社会福祉充実計画による地域公益事業プラスそれに合わせて、いいですか、NPOに対する支援を、例えば、同額支援するとか、同額、社会福祉法人ではなくて、その地域のNPOに対して同額支援するとか、そういうような具体的なことですよ。そういうこともあるかもしれません。

それと、今回、社会福祉協議会というのは、もちろん、メンバーでも、委員の中にもいらっしゃるんで、あれですけど、やはり、古いものと新しいものということと言

うと、東京の特色というのは、地方でも実は新しいものってあるんだけどね、それがイノベーションを起こしているんだけど、やはり、古いものと新しいもの、共存というのがすごくあるわけですよ。都市部というのはね。そういう意味で、やはり民生委員とか皆さんからすれば古いものと新しいものというものを、どういうふうに組み合わせるかということ、ということも、1行くらいは、民生委員について書いてもいいんじゃないかなという気はしますよね。と思います。新しいものと古いものというのは、混在する、合わせて存在しているというのがアメリカの都市学者のジェイコブス女史の都市の経営の中で出てくることで、東京という町の不思議さを述べ、これがすごいことだ、魅力だといっています。東京という都市の特色ですからね。今、地方でも実際そうになっています。そしてそれらがお互いに競争すると。競争も非常に重要なことなのでそういうことも載せたらいいんじゃないですか。

あと、重層的支援体制といいますけど、非常に重要なのは、重層的支援体制というのは、本当に層化されていなくていいのかということですよ。重層的支援体制というのは、ワンパターンで全国で展開ということを言いますが、実際には各地のあり方や工夫などの情報収集をおこなっているはずですよ。でもそれをどのように分析するかということが本当は大切なわけですよ。それを層化される、1層、2層、3層で言えば、その層化されたものというのがないと、具体的に進めるって非常に難しいんですよ。本当のことを言うと。だからそれは、なかなか国は言えないと思うし、それに関係する人も言いにくいんだけど、具体的な個々のこと、層化されたものというのが必要んじゃないか。そこまで踏み込まなければ関係者のキャッチフレーズで全然実効性は無い。

あと、もう一つは、東京は本社があるというお話が、もちろん、委員の先生方からお話がありました。私もプロボノの話をしましたけどね、プロボノのボランティアについてお話ありましたが、やはり、企業との関係をもう少し、1行くらいもう少し増やしてもいいんじゃないかということと、今や、なかなか公表していませんけど、エクセレントカンパニーは、会社の中に、職員ではないんですけど、社員じゃないんですけど、ソーシャルワーカーというものを、きちっと対応できるような形にしていますよ。これから、企業におけるソーシャルワーカーというのは非常に重要なんですよ。これはすごく、これは社内にとってもいいわけですよ。人事部直結じゃないですけどね。それもあるとか。

あとは、大都市ですけれど、かかりつけ医さんとかいらっしゃるわけですから、やはり、専門家の方がすごく多い、身近に専門家の方がすごくいらっしゃるのが東京の特色でもありますので、孤独と孤立の話がありましたけど、皆さん方のほうがご存じのことですけれど、NHS も行っているようなリンクワーカーみたいなことね、つまり、かかりつけ医がかなり、ある程度、リンクワーカーとしていろんな役割を果たせるようになっていきますよね。日本でも認知症ケアにおいても、かかりつけ医とか地元のお医者さんって、すごく重要なんですよ。そういう人と福祉とかそういうものが結びつくというのが必要で、それは、孤立、孤独ということでも関係あると思うんですよ。なので、とてもよくまとまっていると思いますので、これで十分なんですけど、もう一つ、国ならできない、国の審議会では出せないことというのは、やっぱり、地域に根差していることと、現場とか実践というものに深くつながっている、それらをみんなが実践している、経験目標が現実にある、シンクタンクが集めた資料に基づいて研究者などが話しているんじゃないんだから、より具体的な提案、もう一步、半歩ぐらいちょっと踏み込んだ提案というのは、こういうことも考えられるという書き方でもいいので、それをされるといいなと思いましたけど。次期の作業ですね。

あと、先ほど、高橋先生から、ドイツで看護について一緒にというのは、大分前に、連邦介護職法というのがあって、看護と介護、あと、障害児介護、というような1個の連邦法になったということですので、その中での区分けになっているということですね。

以上です。ありがとうございます。

○山田分科会長 栃本審議会副委員長、ありがとうございます。

もっと議論を深めたいところではありますが、どうしてもという方、いらっしゃいますでしょうか。では、平岡委員長、よろしくお願いします。

○平岡審議会委員長 ありがとうございます。

大変熱心なご議論をいただきまして、ありがとうございました。重要な論点は全て、委員の皆様、それから、栃本副委員長から、ご指摘いただきましたので、私は付随的なこととなりますけれども、今、栃本先生、たくさんのご助言、ご提案いただいたんですけれども、地域の優れた取組と国の政策を結びつける上での自治体の役割と、また、その中での審議会の役割ということについて、大変、示唆に富んだご指摘をいた

できました。ありがとうございました。

今回、分科会に向けて、起草委員会で意見具申の案を作成するに当たっては、大変、委員の皆様、熱心にご討議いただきまして、最終回の起草委員会、2週間ぐらい前ですかね、かなりその後、時間が短かったんですけども、その委員会が終わってから、実は、皆様お忙しい中、休日、夜間の時間などを活用していただいて、いろんなご意見、ご提案を文書で寄せていただく、あるいは電話などで打合せをしていただきまして、ようやくこの段階、このような形にまとまったということ、ちょっとご紹介させていただきたいと思います。

そういう点で、いろいろ文言の整理、その他あるいは論点も、まだ足りない点もあったかと思うんですけども、何とか、総会に向けて、もう少し、内容、表現の両面で調整ができればと思っているところです。

今日のご意見の中でいろいろな重要な問題提起をいただきました。例えば、若者に関することがあまり体系的に論じていないという点、確かにそのとおりだと思いました。この点は、やはり、今から何か付け加えるというのは難しいということもありますが、次期の審議会に引き継いでいかなければいけない課題かなと思っております。

それから、議論の中で、興味深い論点としまして、相談機関の在り方、あるいは福祉計画に関してもそういうことが言えるかと思うんですけども、ある時期は分野別に、専門分化が進んでいく。そこで相談機関が整備されていく、しかし、やはり総合化が必要だということで、既に、子供であるとか、高齢の場合ですと地域包括支援センターというような形で、包括的に相談支援を行う機関が設けられる。しかし、その分野別の総合化が進んでいっても、分野にまたがる問題についての対応が、今、課題になっているということで、そういう動きがあるわけです。他方で、いろいろ新しい課題に対する対策が講じられていくと。例えば、孤立孤独に関する法律が用意されているということですが、これはよく分かりませんが、そのための相談窓口なども必要になってくるということかと思うんですが、そこでまた、新たな専門分化と統合という課題が起きてくるということがあるかと思えます。

計画に関しても、こども基本法というのができまして、そこで今度、子供施策に関する計画を策定するということを自治体が求められるようになったんですが、そこでは、従来に関連分野の計画を一本化するという形で、細かい専門分化が進んでいるものを一本化するという、これは、地方分権改革の文脈でも、策定が求められている計

画の数が多過ぎることが課題になっているわけですが、そこで統合化を進めようというのが、子供の施策の分野でも進んでいるというようなことがあります。

そういう点をうまく、この今回の意見具申の中に反映できればよかったです、ちょっと、なかなか難しい課題かなと思っているところです。

今日のご発言の中で、ビジネスケアラーでしょうかね、私、知らなかったんですけども、そういう観点からの検討も行われているということがありました。この審議会の意見具申案の中でも盛り込まれているんですけども、がんの治療をしながら仕事に継続できるような、その仕組みとといいますか、企業、社会からの支援が必要ではないかというお話がありました。ケアに関わる、あるいは、自らの病気の治療を行いながら、企業に貢献できるような、そういうような仕組みづくりということで、統一的に議論してもいいテーマなのかなというふうに思いました。

はい、ちょっと長くなりましたが、幾つか付随的なことでありますけども、発言させていただきました。それではお返しします。

○山田分科会長 委員長、おまとめありがとうございます。

それでは、そろそろお約束の時間が迫ってまいりましたので、ここで議論を区切らせていただきます。

活発な御議論をいただきまして、大変ありがとうございました。本日の議論を踏まえ、事務局と調整の上、意見具申案の修正を進めてまいります。

修正作業につきましては、平岡委員長と、分科会長の私にお預けいただくこととしたいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、本日の議論を反映させた最終の意見具申案を、3月28日の審議会総会にお諮りし、ご審議いただくことにいたします。

委員の皆様には、総会の前に、修正した意見具申案をお送りさせていただきますので、ご確認よろしくお願ひ申し上げます。

本当に長い間、分科会審議、本当にありがとうございました。今日で私も、修正作業は残っておりますが、今日で分科会会長の仕事は終わりです。本当に皆様、ご審議、ご協力ありがとうございました。御礼を申し上げます。

では、ここで進行を事務局にお戻ししますので、今後の予定について、ご説明をお願いいたします。

○中村福祉政策推進担当課長 本日も誠に、活発なご議論ありがとうございました。

今回は、先ほど分科会長のほうからもご案内がありましたとおり、3月28日火曜日の午前10時から、総会を開催させていただく予定でございます。

場所につきましては、同じく第一本庁舎33階のN6会議室となっております。開催通知につきましては、また改めて後日送付させていただきます。

今期、第22期の社会福祉審議会の任期は本年3月末までとなっておりますので、次回が今期最後の会議となる予定でございます。お忙しい中恐縮でございますが、ご参加のほどよろしくお願いいたします。

最後の事務連絡でご案内させていただきます。委員の皆様がお持ちの、青色の一時通行証につきましては、1階エレベーターを降りた後、カードゲートに併設された回収機に返却いただきまして、ゲートを通過していただければと思います。お車でお越しいただいた方につきましては、駐車券をお渡ししますので、受付事務局のほうまでお声がけいただければと思います。

事務局からは以上でございます。

それでは、検討分科会はこれもちまして終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。